

みんなの消防

入間東部地区事務組合（三芳町・富士見市・ふじみ野市）

〒356-0058 ふじみ野市大井中央 1-1-19 ☎ 261-6000(代) ☎ 261-4395

HP <http://www.irumatohbu119.jp/> ✉ shobo@irumatohbu119.jp(代)

火災の問い合わせ ☎ (263)0119 (音声案内) / 救急病院の御案内 ☎ (261)6031 (休日・夜間)

■「防災館」で楽しみながら防災学習



▲防災シアター ▲体験 119 番通報

入間東部地区事務組合消防本部では、西消防署 1 F に防災館を設置しています。防災館は、「防災展示コーナー」、「防災シアター」、「初期消火体験コーナー」を通じて、子どもから大人まで楽しく防災について学ぶことができる施設です。おひとりさま、ご家族連れ、お友達同士など、お気軽にお越しください。自治会や学校・幼稚園などの防災学習としての来館もお待ちしております。

- ▶開館時間：8:45～17:00
 - ▶休館日：毎週月曜日（月曜日が祝日の場合は、翌火曜日）、年末年始（12/29～翌年 1/3）
 - ▶入館料：無料 ▶駐車場：あり
- 消防本部警防課

※団体でお越しの場合には、混雑緩和のため事前にご連絡をお願いします。新型コロナウイルス感染症感染防止対策として、混雑時には入場を制限させていただく場合がございます。

■大阪市北区で発生した火災を受け、類似建物の緊急点検を実施

令和 3 年 12 月 17 日に大阪市北区で発生した火災を受けて、組合管内（富士見市・ふじみ野市・三芳町）の類似した建物に対し、緊急点検（立入検査）を実施しました。

▶対象の建物：消防法施行令第 4 条の 2 の 2 第 2 号に該当する防火対象物（特定一階段等防火対象物）

市町村	件数
富士見市	22 件
ふじみ野市	16 件
三芳町	3 件

▶重点事項：①避難経路（階段、通路等）の維持管理状況、②防火戸等の閉鎖状況、③防火管理状況等、④消防用設備等の設置状況

▶結果：令和 4 年 3 月 23 日時点で、重点事項①・②については違反是正を確認、重点事項③・④については、違反是正に向け継続指導中です。

消防法第 5 条の 3 の規定により、防火対象物内の階段等に消防活動や避難の妨げとなる物品等が置かれている場合、消防吏員はその場で物品等の整理・除去を命令できることとなっています。消防吏員による命令を受けた場合、建物に標識を設置したり、当組合 HP に違反内容等を掲載することがあります。建物を安全に利用するため、避難経路に物品等を置かないよう維持管理に努めましょう。

■事業所の防火安全体制を確認しましょう

事業所の防火安全体制の確認

年度のスタートである 4 月に人事異動などにより、防火・防災管理者や自衛消防の組織に変更がないか確認をしましょう。防火・防災管理者が変わった場合には、防火・防災管理者選任（解任）の届出と新しく選任した防火・防災管理者により、消防計画の作成届出が必要となります。この時期に会社・学校等の防火安全体制を確認し、整備していきましょう。

再講習の受講期限の確認

再講習の受講義務がある防火・防災管理者は、一定期間ごとに再講習を受講しましょう。人事異動などで防火・防災管理者が変わることの多いこの時期に、受講期限を確認してください。

甲種防火管理再講習は、収容人員 300 人以上の特定用途の防火対象物のうち、甲種防火管理者の選任が必要な事業所等で防火管理者に選任されている人に受講義務があります。防火管理再講習は、防火管理者に選任されているすべての人に受講義務があります。

新入社員等に対する防火・防災教育の推進

4 月は、新入社員、人事異動者など、事業所の人事配置が大きく変わり、事業所の自衛消防活動の能力が低下してしまいがちです。事業所の安全・安心を守るために、新たな職場で働く従業員に対して、防火・防災教育を徹底し、実態に合わせて、自衛消防の組織を見直して行くことが必要になります。

防火・防災教育の内容	
従業員が守るべき事項の教育	避難施設等の維持管理、火気管理、放火防止対策等
火災時の従業員各自の任務	119 番通報、初期消火、避難誘導、応急救護等
消防用設備等の設置場所、取扱い方法	消火器、屋内消火栓、避難器具等の取扱い
震災対策に関する事項	救助・救護資器材の取扱い、安否確認方法、一斉帰宅の抑制等

■消防車や救急車の緊急走行へのご理解・ご協力を

消防車や救急車などの緊急自動車は、消火活動や傷病者の搬送など一刻も早く災害現場や医療機関に到着する必要があります。自動車などの運転中に緊急自動車に接近してきた場合は、進路を譲っていただき、スムーズな緊急通行ができるようご協力をお願いします。



「新しい生活様式」における障がい者への配慮を



問 福祉課福祉支援担当 ☎ 172～175

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、消毒やマスクの着用、ソーシャルディスタンス等、いわゆる「新しい生活様式」の取り入れが求められています。一方で、障がいのある人の中には、その障がい特性により新しい生活様式を取り入れることが難しく、新たな困りごとを抱える場合があります。障がいのある人や家族が困っている事例を紹介しますので、困りごとを知っていただき、ご理解や配慮をお願いします。

視覚障がい

周りの人と身体的距離が取りづらい、レジ等の順番待ちの位置を把握しづらい、買い物の際に実際に商品を手にとって確かめる必要があることが理解されない等の困りごとがあります。

- ▶困っている姿を見かけたら積極的な声掛けを行う。
- ▶店内に消毒液等を多く設置する。
- ▶周辺状況について詳しく説明する。

身体障がい

上肢に障がいがあり、マスクの着脱やアルコール消毒の操作が難しい、車いすでは消毒液に手が届かない等の困りごとがあります。

- ▶アルコール消毒等の手助けをする。
- ▶車いすを使用している人が手の届く位置に消毒液を設置する。

聴覚障がい

相手の口や表情を参考にしているため、マスクの着用によりコミュニケーションが取りづらい、医療機関等で手話通訳者の同席を断られる等の困りごとがあります。

- ▶適切な距離を保てる場合はマスクを外してコミュニケーションを取る、またはフェイスシールドや透明アクリルシート等を用いる。
- ▶感染防止対策を行った上で、手話通訳者の同行を認める、または遠隔手話通訳を利用するなど柔軟な対応を取る。
- ▶筆談用紙を用意したり、日常生活でよく使う言葉をまとめたコミュニケーションボード等を準備する。

その他、障がい特性によりマスクの着用や適切な距離の確保が難しい場合があります。

いきなり注意することなく、穏やかな口調で話しかけ、できる範囲で柔軟な対応をお願いします。

information+

せせらぎ水辺広場オープン

4 月 29 日（金・祝）、多くの住民の皆さんから要望をいただいていた水辺広場が、三芳町総合グラウンド横の多目的広場にオープンします。暑い季節に、水遊びをしてみたいかでしょうか。

問 都市計画課公園担当 ☎ 233

オープニングセレモニー

4/29（金・祝）9：45 よりせせらぎ水辺広場オープニングセレモニーを行います。当日は、ミニコンサートや「三富と花」をテーマに展示会を開催します。
※雨天決行（イベント中止の場合があります）

多目的広場バーベキューエリア予約開始

4/29（金・祝）より、せせらぎ水辺広場となりの多目的広場にバーベキューエリアの利用ができます。
▶利用期間：4/29（金・祝）～9/30（金）
▶利用時間：9:00～16:00 ▶料金：無料
▶場所：多目的広場（芝生広場）
▶申込み：事前に申請が必要です。4 月分の申し込みは 4/1（金）から、5 月以降の申し込みは利用月の前月第 3 木曜日の翌日以降に都市計画課窓口で申し込み。
※新型コロナウイルスの感染拡大状況により予約、利用を休止する場合があります。

運転期間 4/29（金・祝）～9/25（日）の間の土日祝日

※夏休み期間中は平日も運転します。

運転時間 10:00～16:00

※清掃点検日・悪天候または管理者が特別な理由により運転を中止する場合があります。

※新型コロナウイルスの感染拡大の状況により変更になる場合があります。